

現場代理人

常駐義務を緩和

国交省
都道府県に運用通知

国土交通省は、2010年度に改正した公共工事標準請負契約約款と建設工事標準下請契約約款に盛り込んだ現場代理人の常駐義務緩和について、運用方法を各都道府県などに通知した。常駐義務を緩和できる「工事現場の運営、取り締まり、権限行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される」という要件の基本的な考え方となっている。

標準約款第10条2項では、発注者と常時連絡できるような現場代理人が現場に常駐するよう義務付けている。ただ、通信手段の発達によって工事現場から離れていても発注者と連絡がとれる状況になっているため、10年度の約款改正で「工事現場の運営、取り締まり、権限行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される」と発注者が認めれば、常駐しなくてもよいことを標準約款第10条3項として盛り込んだ。

この要件について、契約締結後の現場事務所の設置や資機材の搬入、仮設工事などが開始されるまでの期間、工事の一時中止中の期間など、工

事現場の作業状況に応じて発注者と連絡体制を確保した上で、緩和が可能とした。

また、安全管理、工程管理といった工事現場の運営、取り締まりなどが困難な工事規模・内容ではなく発注者が監

督員と常に携帯電話などで連絡が取れる場合にも緩和可能とし、事例として主任技術者が監理技術者の専任が必要ない程度の規模・内容の場合を提示した。

常駐義務が緩和されることで現場を離れることができるため、ほかの工事の現場代理人が技術者を兼任できるようになった。ただし、無理な兼任を避ける必要があるため、兼任可能な「典型例」を示した。工事規模や内容、兼任工事との距離などにもよるものの、兼任する工事数が2〜3件程度など工事数が少数であること、兼任する工事が同一市町村内にあるなど移動時間が一定範囲内であること、発注者・監督員が求めた場合に工事現場に速やかに行けること、の3点となっている。

現在、各ブロックで開催している監理課長等会議で各都道府県担当者に説明する。

標準約款第10条2項では、発注者と常時連絡できるような現場代理人が現場に常駐するよう義務付けている。ただ、通信手段の発達によって工事現場から離れていても発注者と連絡がとれる状況になっているため、10年度の約款改正で「工事現場の運営、取り締まり、権限行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される」と発注者が認めれば、常駐しなくてもよいことを標準約款第10条3項として盛り込んだ。

この要件について、契約締結後の現場事務所の設置や資機材の搬入、仮設工事などが開始されるまでの期間、工事の一時中止中の期間など、工

事現場の作業状況に応じて発注者と連絡体制を確保した上で、緩和が可能とした。

また、安全管理、工程管理といった工事現場の運営、取り締まりなどが困難な工事規模・内容ではなく発注者が監

督員と常に携帯電話などで連絡が取れる場合にも緩和可能とし、事例として主任技術者が監理技術者の専任が必要ない程度の規模・内容の場合を提示した。

常駐義務が緩和されることで現場を離れることができるため、ほかの工事の現場代理人が技術者を兼任できるようになった。ただし、無理な兼任を避ける必要があるため、兼任可能な「典型例」を示した。工事規模や内容、兼任工事との距離などにもよるものの、兼任する工事数が2〜3件程度など工事数が少数であること、兼任する工事が同一市町村内にあるなど移動時間が一定範囲内であること、発注者・監督員が求めた場合に工事現場に速やかに行けること、の3点となっている。

現在、各ブロックで開催している監理課長等会議で各都道府県担当者に説明する。

標準約款第10条2項では、発注者と常時連絡できるような現場代理人が現場に常駐するよう義務付けている。ただ、通信手段の発達によって工事現場から離れていても発注者と連絡がとれる状況になっているため、10年度の約款改正で「工事現場の運営、取り締まり、権限行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保される」と発注者が認めれば、常駐しなくてもよいことを標準約款第10条3項として盛り込んだ。

この要件について、契約締結後の現場事務所の設置や資機材の搬入、仮設工事などが開始されるまでの期間、工事の一時中止中の期間など、工

事現場の作業状況に応じて発注者と連絡体制を確保した上で、緩和が可能とした。

また、安全管理、工程管理といった工事現場の運営、取り締まりなどが困難な工事規模・内容ではなく発注者が監

督員と常に携帯電話などで連絡が取れる場合にも緩和可能とし、事例として主任技術者が監理技術者の専任が必要ない程度の規模・内容の場合を提示した。

現場代理人 の常駐義務

緩 and 適正運用を傳達

公共発注機関に発出

考え方、具体ケース例示 国 交 省

国土交通省は、現場代理人の常駐義務緩和の適切な運用を求める通達を各官庁や都道府県など各公共発注機関に発出した。常駐義務緩和は、昨年7月の公共工事標準請負契約約款の改正で発注者の認定を要件とした規定を追加している（標準約款第10条第3項）。今回の通達は、改正後1年が経過し、現場代理人の他工事の兼任などが定着しつつある一方、運用の基本的考え方の提示を要請する受発注者の意見を受けて実施した。

通達では、現場代理人

は請負契約の的確な履行確保を目的とした工事現場の運営・取締りのほか、受注者の代理人として工事の施工および契約関係事務に関する事項処理を担うとする標準約款上の位置付けに言及。また、工事現場への常駐義務付け（約款10条2項）は、発注者との常時連絡体制を確保する目的で設けられているとした。

昨年の改正約款で位置付けている発注者の認定を要件とした常駐義務緩和に際しては、▽工事現場の運営、取締りおよび権限の行使に支障がなく▽発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合——の両要件が求められることを強調

調。

さらに、受注者から現場代理人に与えられた権限の範囲や工事規模・内容に応じた運営や取締りの難易度を発注者が考慮し発注者が判断することが前提とした上で、具体的な常駐義務緩和のケースを大きく2点に分けて提示した。

1点目として、契約締結後、▽現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事が開始されるまでの期間▽工事の全部の施工の一部中止している期間——といった現場作業状況に応じて発注者との連絡体制を確保した上で、義務緩和を図ることが考えられるケースとした。

加えて2点目として、

工事の規模・内容が、▽安全管理や工程管理などの工事現場の運営、取締りが容易（主任技術者または監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容）▽発注者または他工事との現場代理人

は監督員と常に携帯電話で連絡が可能——の場合も緩和が考えられるとした。

このほか、常駐義務緩和にともない可能となった他工事との現場代理人

や技術者の兼任ケースの適正例も示した。工事規模・内容が主任技術者または監理技術者の専任が必要とされない程度であるなどの条件（2点目の緩和留意事項）をクリアした上で、▽兼任する工事が少数であること（2～3件程度）▽牽引する工事の現場間の移動時間が一定範囲であること（同一市町村内であるなど）▽発注者が監督員を求めた場合は、工事現場に速やかに向かうなどの対応を行うこと——を挙げた。

なお、こうした常駐義務緩和の適正ケースによって、建設業法に基づき主任技術者や監理技術者の専任義務が緩和される訳でないことに留意を求めている。

主任技術者や監理技術者の専任義務が緩和される訳でないことに留意を求めている。

現場代理人の常駐緩和 期間と兼務条件明示 国交省 発注機関に運用通知

国土交通省は、昨年7月に改正した公共工事標準請負契約約款に盛り込んだ現場代理人の常駐義務の緩和措置について、運用上の基本的な考え方を

を国や地方自治体などの公共発注機関に14日付で通知した。常駐義務が緩和される場合として、契約締結から工事開始までの期間や、工事の一時中止期間などを列挙。常駐義務の緩和に伴い他の工事の現場代理人や技術者の兼任が可能になる条件も例示した。

現場代理人は、工事現場の運営に当たり、工事の施工から契約関係事務も処理する受注者の現場代表で、約款改正前は発注者との連絡に支障が生じないよう工事現場への常駐が義務付けられていた。

ただ、最近は通信手段の発達で現場から離れていても発注者と迅速に連絡が取れることもあり、国交省は厳しい経営環境にある企業からの施工体制合理化の要請に配慮。昨年7月に約款を改正し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合には例外的に常駐を要しないとする規定を追加した。

これを受け、他の工事

まとめた。

考え方によると、常駐義務が緩和できる場合として、直轄工事で運用されている「契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間」「工事の全部の施工を一時中止している期間」などを列挙。さらに都道府県工事でみられる「安全管理や工程管理などの工事現場の運営・取り締まりが困難でないもの（主任技術者や監理技術者の専任が不要な規模・内容）」と「発注者または監督員と常に連絡が取れる」のいずれも満たす場合にも常駐義務を緩和できるとした。

常駐義務の緩和に伴い他の現場代理人などを兼任する場合については、▽兼任する工事の件数が少数（2～3件程度）▽現場間の移動距離が一定範囲（同一市町村内）▽発注者または監督員が求めた場合に現場に速やかに向かえる—という3条件をすべて満たすことを例として挙げた。

これらの条件をクリアしても、建設業法上の主任技術者や監理技術者の専任義務は緩和されないことも留意点として明記した。

あり、基本的な考え方を